

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学ラクロスクラブ」と称する。中部大学ラクロスクラブに、名称「中部大学男子ラクロスクラブ」（以下、「男子団体」という）と名称「中部大学女子ラクロスクラブ」（以下、「女子団体」という）を置く。

（目的）

第 2 条 ラクロスクラブは週 3 回以上の懸命な練習に参加し、個々の技術の向上によってチームのレベルを向上させリーグ戦で常に上位入賞を狙うとともにそれによって健全たる肉体と強靱な精神を養うことを目的とし、その集団行動の中で協力し助け合うことを学ぶものである。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規定」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本活動は原則として週 3 回月曜日・水曜日・土曜日に行う。活動場所は中部大学サブグラウンド・メイングラウンド・その他のグラウンドとする。
- (2) 原則として活動は全員が参加するものとするが、やむを得ない理由で欠席する場合には主将もしくは副主将に前もって連絡し、承認を得るものとする。
- (3) 活動時に使用する道具の管理は各々が責任をもって管理し、部室を利用する場合は整理整頓を心がけ最後に退出する者は戸締りを必ず忘れないようにする。

（組織構成）

第 5 条 本団体は中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

第 6 条 部員は中部大学生であり、ラクロスに関心があるものとする。例外として本学以外の社会人の方をコーチに招いたり、本学以外の学生を公式戦の団体に含むことも有り得る。ただし、顧問及び大学の許可を得た上でとする。

第 7 条 部員は本部において次の義務を負う。

- (1) 本部規約の厳守
- (2) 定められた諸種分担金の納入
- (3) 活動等への出席
- (4) 日本ラクロス協会への加盟登録
- (5) その他

(役員)

第8条 本団体は次の役員をおく。

男女主将（各1名）

男女副主将（各1名以上）

会計（各1名）

代表者（1名）

第9条 各役員の義務。

主将は本部を代表して協会の会議に参加し、各役員の全業務を統括し全業務に対して責任を負う。また副主将・ポジションリーダーらとともに練習計画やチームの方向性を定めるものであり、チーム内のあらゆる問題に対して最終決定権を持つ。

2 副主将は主将不在の場合主将に代わって指揮をとり、また主将の補佐的作業を行う者である。

3 会計は本部の金銭出納にあたり帳簿の作成・会計報告等を行い、決算に関する一切の業務を行う。

4 代表者は中部大学クラブ運営会の代表者会議に参加し、その連絡及び業務を行う。

第10条 役員の任期は原則1年とする。

(OB・OG 会員)

第11条 本部役員で卒業した者は、卒業後ラクロスクラブOB・OG会に登録されOB・OG会員となる。

(顧問)

第12条 本団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

(会計)

第13条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額については、男子団体のプレイヤーが月2,000円、スタッフが月1,000円と定める。女子団体のプレイヤー及びスタッフ共に月1,500円と定める。

第14条 会計年度は原則4月から翌年3月までとし、年に一度部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第15条 入部希望者は主将にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第16条 退部を希望する部員は主将にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 17 条 第 13 条において主将は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また役員である者は必ず後任を選出し、その者に引継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 18 条 規約の変更は役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 19 条 本団体の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 20 条 部員が以下の行為を行った場合は、その程度により注意喚起をし、又は退部を促すことである。

- 2 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- 3 役員が職務を遂行しなかったとき。
- 4 13 条に定める部費を納めなかったとき。
- 5 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- 6 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 21 条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。